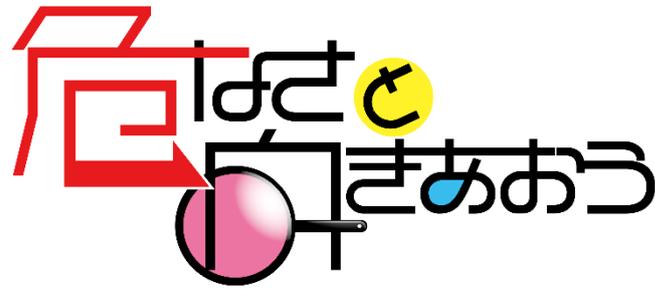


# 建設工事現場のみなさまへ

労働災害が増加しています。危なさと正しく向き合いましょう。

令和2年10月





## これまでの災害防止・これまでの「安全」

安全パトロール、ヒヤリハット報告、KY活動などは多くの現場で成果を上げている災害防止の手法です。しかし、これらの活動はいずれも人の「気づき」に頼っており、誰も気づかなければ大きな問題も見過ごされてしまう恐れがあります。

一方、わが国には、「解決されない問題点があってはならない」、「改善の結果リスクが残ってはならない」といった考えが根強くあります。言い換えれば、全ての「危険」を取り去らなければならないという考えです。しかし、実際には、技術的に解決できない問題や、完全に取り去ることができない危なさも必ずあります。

このあたりに、これまでの災害防止、「安全」の考え方の矛盾点があります。

## これからの災害防止・これからの「安全」

これからの災害防止は、人の「気づき」に頼らず、危なさを順序だてて調べる方法へと切り替えていくことが必要です。そのためには「災害発生プロセス」を踏まえて行う「リスクアセスメント」が最も合理的な手法です。

また、そうして調べた「危なさ」を全てなくそうとするのではなく、危なさの「度合い」を見定め、「度合い」に応じた対応を取って行くのが合理的な対応です。



## これからの災害防止・これからの「安全」

危なさを把握する仕組みを持ち、対策を講じ、その上で付き合いざるを得ない危なさについては、承知して管理下に置く。これらが継続的に行われている状態、つまり、危なさとして正しく向き合った状態が「安全」です。

愛知労働局は、危なさと正しく向きあうことを提唱しています。



## 作業を知ろう

危なさと正しく向きあうためには、現場で行われている作業の実態を知り、それぞれの作業に関わる危なさを明らかにすることが必要です。

現場で行われている作業を知るための手掛かりのひとつに、作業手順書があります。しかし、時々しか行われぬ作業や、準備作業、後片付け作業などで、手順書を作成していないものもおそらくあると思われます。また、手順書に記載された手順と実際の手順が異なっている場合もあるでしょう。

作業手順書のない作業や、曖昧な作業も含めて、できるだけ漏れなく「作業の実態」を把握するのが、「作業を知る」ということです。

## 「作業を知る」のはマネジメントのベース

作業手順書のない作業や、曖昧な作業は、これまでしっかり評価もされず、何らの対策も取られていない場合が少なくありません。「作業を知る」ことで、はじめてそれらに対応し管理していくことが可能になります。

また「作業を知る」ことは、危なさと向きあうためだけでなく、働き方改革の推進、高年齢労働者や外国人労働者への対応などのためにも欠かせません。言い換えれば「作業を知る」ことは、事業者のマネジメントのベースになるということです。

## 作業を知り、危なさと向きあおう

現場の作業とそれに関わる危なさを整理し、対応を検討するための最も合理的なツールは、リスクアセスメントです。作業を知り、リスクアセスメントによって情報を整理し、危なさと正しく向きあいましょう。

愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。



「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/\\_121845.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」が特定化学物質（第2類物質）になりました。  
(令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日から順次施行)



■ 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」が、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、特定化学物質（第2類物質）に加えられる等の改正が行われました。これにより次の措置等が必要になります。

- 作業主任者の選任
- 作業環境測定の実施（塩基性酸化マンガンのみ）
- 特殊健康診断の実施
- 溶接ヒュームにかかる空気中の濃度の測定・結果に応じた全体換気装置による換気・呼吸用保護具の使用等

■ 愛知労働局ホームページにて、順次、詳細をお伝えします。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzan\\_eisei/yousetsu\\_fume.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzan_eisei/yousetsu_fume.html)



「石綿障害予防規則等」が改正されました。  
(令和2年7月1日公布 / 令和3年4月1日等から順次施行)

■ 事前調査や分析調査を行う者について講習修了等の要件を新設したこと、一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出を義務化したこと等、石綿障害予防規則等の大きな改正が行われました。関係事業者における対応が必要です。

【主な改正内容】

- 解体・改修工事開始前の事前調査の強化
- 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設
- 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化
- 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設
- その他の作業に係る措置の強化
- 作業の記録
- 発注者による配慮

■ 愛知労働局ホームページにて、順次、詳細をお伝えします。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzan\\_eisei/ishiwasoku\\_kaisei.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzan_eisei/ishiwasoku_kaisei.html)



フルハーネス型墜落制止用器具・移動式クレーン過負荷防止装置の買換・改修に要する経費の一部補助について

■ 新構造規格に適合していない既存の安全帯・移動式クレーンの過負荷防止装置（つり上げ荷重3トン未満）の買換・改修経費の一部を補助する事業です。ただし、申請した方すべてに交付されるのではなく、事業場規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査の上で競争的に交付決定します。

■ 条件や申請方法等について、詳しくは、建設業労働災害防止協会HPをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>



## 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)

～高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

**エイジフレンドリーガイドライン**  
(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」)を策定しました。  
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者が増えています。60歳以上の高齢労働者は過去10年間で1.9倍に増加。特に高年齢や健康衛生を必要とする業務に従事する者が増えています。  
こうした中、労働災害による死者数では60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、現在働く60歳以上の労働者を高齢者に比べて約1.5倍、中でも、転倒・墜落・足踏みの発生率が若年層に比べて高く、女性で顕著です。

＜労働災害発生状況 (休業4日以上)＞  
2018年  
2006年

高齢者は身体機能が低下することにより、転倒・墜落や足踏みの発生率が高くなり、怪我も重症化しやすくなる傾向があります。  
事故防止のために、労働者自身が十分な知識・技能を身に付け、安全に働くための工夫を怠りません。  
また、職場環境の改善が重要です。

このガイドラインは、雇われる高齢者を対象としたものですが、職場別の労働災害発生率を比較するなどの事業評価においても、業種別の労働災害発生率に照らし、このガイドラインを参考にしながら取り組んでください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**【ガイドラインのポイント】**

- **事業者求められる取り組み**
  - 安全衛生管理体制の確立等
  - 職場環境の改善
  - 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
  - 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
  - 安全衛生教育
- **労働者に求められる取り組み**
  - 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
  - 日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む
- **国・関係団体等による支援の活用**
  - エイジフレンドリー補助金  
(申請期間：令和2年6月12日から令和2年10月末まで)
  - 高齢労働者安全衛生管理セミナー  
WEBセミナー：8/27、9/3、9/10 セミナー：9月以降に開催予定
  - 個別事業場に対するコンサルティング等の活用  
労働災害防止団体による専門職員により現状把握し、アドバイスします。

● **ガイドラインパンフレット**



● **補助金パンフレット**



■ **詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)



## 外国人労働者を雇用する事業主のみならずへ 外国人労働者に対する安全衛生教育には、 適切な配慮をお願いします。

外国人労働者を雇用する事業主のみならずへ  
**外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。**

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を推して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。

外国人労働者の労働災害発生状況の推移  
休業4日以上のある労働者数 (単位：人)

| 年次  | 外国人労働者 | 外国人労働者以外 |
|-----|--------|----------|
| H24 | 1,239  | 2,005    |
| H25 | 1,292  | 2,111    |
| H26 | 1,732  | 2,211    |
| H27 | 2,005  | 2,494    |
| H28 | 2,211  | 2,847    |
| H29 | 2,494  |          |
| H30 | 2,847  |          |

外国人労働者のための安全衛生教育自主点検表

| 項目          | 実施状況   | 確認                       |
|-------------|--|--------------------------|
| 1 安全衛生教育の実施 | 安全衛生教育を実施していますか。(雇入れ時又は作業内容を実施した時など)             | <input type="checkbox"/> |
| 2 作業手順の理解   | 図解など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を解説していますか。           | <input type="checkbox"/> |
| 3 指示・合図の理解  | 労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 標識・掲示の理解  | 労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。       | <input type="checkbox"/> |
| 5 免許・資格の所持  | 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。    | <input type="checkbox"/> |

① 労働災害が発生してしまったときは…  
労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、速滞なく、労働者労働病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。(ホームページを参照してください。)(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合は、刑事責任が問われることがあります。)

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

■ **パンフレット**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000520596.pdf>



■ **外国人労働者の安全衛生対策について**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



■ **未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル**

(製造業・陸上貨物運送事業・商業・産業廃棄物処理業・警備業)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



■ **指針全文、外国人雇用のルール全般**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html)



過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進



「過重労働による健康障害を防ぐために」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553560.pdf>



「労働者の健康を守るために」  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzaen/dl/101004-8.pdf>

労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進



「職場における心の健康づくり」  
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/RELAX.pdf>

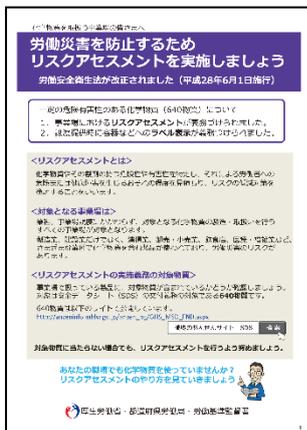


「職場復帰支援の手引き」  
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/RETURN.pdf>



愛知労働局ホームページ「職場におけるメンタルヘルス対策について」  
[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzaen\\_eisei/newpage\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/newpage_00001.html)

化学物質による健康障害防止対策に関する事項



「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeniseibu/0000099625.pdf>



「化学物質管理の無料相談窓口のご案内」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000517272.pdf>

令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

■ 今般、令和2年7月豪雨により、熊本県南部をはじめ、九州地方が記録的な大雨に見舞われたところです。今後、本格化することが見込まれる災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されます。これらの地方における災害復旧工事にあたっては、下記のリーフレット等を参考に労働災害防止対策にお努めください。

**災害からの復旧工事の安全な施工について**

作業の実施にあたって注意すべき事項

- ① 避難、避難 高圧・高電圧の作業機、安全網など必要の要具・機、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。
- ② 建設機械を使用するときは 運転が滞っているなど不安定な場所で作業を行う場合は、直前の高圧などにより突如暴発・移動式クレーンなどの転倒防止を要すること。また、荷役機が暴発するほか、運転中は運転室以外の立ち入りを禁止すること。
- ③ 高圧での作業を行うときは 作業機を装置できない場合は、フットロック型緊急停止用器具などの使用を要すること。
- ④ 掘削作業を行うときは 掘削、掘削の完了を確認し、土止め杭工を使用すること。
- ⑤ 危険箇所への立ち入り禁止 掘削中掘削機のある箇所には立ち入り禁止措置を行うこと。
- ⑥ がれき処理現場で掘削機が壊れた場合は 掘削機を壊れたままにしておくことは、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを吸い込まないために、呼吸器として、作業を開始する前に呼吸器などの換気などにより、蓄積を防止すること。

厚生労働省・経済産業省・労働基準監督署

**がれきの処理作業を行う際の注意事項**

～ 事業者の皆様へ ～

1 作業の準備にあたって注意すべき事項

- (1) 作業への教育 作業に不慣れな方も多いため、雇入れ時などに使用する機械、工具などの取扱方法、作業手順、作業手順、巡回などについて、教育を行うこと。また、現場では、関係する作業員が作業員責任者があるようとする。
- (2) 服装 長袖の作業着、安全靴など適切な服装、丈夫な手袋、防じんマスクなど作業にあたり適切な装備をさせること。
- (3) 作業計画 高圧状況の把握を行い、指揮命令系統、作業手順、巡回ルートなど、作業員の確保、使用する機械及びその使用手順、がれきの搬入・排出方法を定めた作業計画を立てること。
- (4) 作業開始前の確認 稼働の作業員が居る時に同時に作業を行うことが想定されるため、作業開始前のミーティングを実施すること。
- (5) 危険箇所への立ち入り禁止 掘削中掘削機のある箇所には立ち入り禁止措置を行うこと。

**がれきの処理作業を行う際の注意事項**

～ がれき処理作業を行う皆様へ ～

1 作業を行うための服装

- 長袖の作業着と適切な服装で作業しましょう。
- ヘルメットや安全靴など適切な服装、丈夫な手袋を準備しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを装着しましょう。
- 防じんマスクの装着にあたっては、呼吸器に適合していること、確認するためのフィットチェック（3項目参照）を必ず行いましょう。

2 作業を始めるまでの準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が確認し、その方の指示を受けて作業を行います。
- 掘削で作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合って、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運送するための道路を確認しましょう。

● 詳細は、愛知労働局ホームページ「令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」をご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/r0207\\_saigai\\_fukkyu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/r0207_saigai_fukkyu.html)



職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

■ 厚生労働省は、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」等を公開しています。各事業場において、これらを参考に事業者、労働者が一体となって、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するための自主的な取組等に努めていただきますようお願いいたします。

● 愛知労働局ホームページ

「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/tetsuzuki/\\_122148\\_00006.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html)



安全衛生委員会/衛生委員会資料 令和2年 月 日 原簿

**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**

1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための具体的な対策の取組状況について確認いただくことを目的としています。

2 当該チェックリストは、当該事業場において実施されている対策の有無を確認するためのものです。すべての項目が「はい」に回答しない限り、対策が十分であることを確認することができません。事業者の責務を明確にし、全業（事業者と労働者）が一体となって対策の実施に取り組むことが重要です。

3 当該チェックリストは、事業者が自主的に実施し、評価の中心となるべきものではありません。労働者も積極的に参加し、また、その結果に基づいて対策が実施できるような環境を整え、労働者の自主的な取組を促すことが重要です。

※ 当該チェックリストは、労働基準監督署に提出する必要はありません。

| 項目                   | 確認                                   | 結果     |
|----------------------|--------------------------------------|--------|
| (1) 経営者としての責任と役割の明確化 |                                      |        |
| ① 経営者としての責任と役割の明確化   | ① 経営者としての責任と役割の明確化、定まらずの場合、②半実施      |        |
| ② 全業の参加              | 全業の参加は、可能な限り全業参加を促すこととしている。          | はい/半実施 |
| ③ 評価                 | 評価、評価の仕組みを明確にするために、関係がなくても評価を実施している。 | はい/半実施 |
| ④ 評価の透明性             | 評価の透明性を確保するために、関係がなくても評価を実施している。     | はい/半実施 |
| その他                  |                                      | 1      |
| ② 労働者の健康と安全の確保       |                                      |        |
| ① 労働者の健康と安全の確保       | ① 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| ② 労働者の健康と安全の確保       | ② 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| ③ 労働者の健康と安全の確保       | ③ 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| その他                  |                                      | 1      |
| (3) 労働者の健康と安全の確保     |                                      |        |
| ① 労働者の健康と安全の確保       | ① 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| ② 労働者の健康と安全の確保       | ② 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| その他                  |                                      | 1      |
| (4) 労働者の健康と安全の確保     |                                      |        |
| ① 労働者の健康と安全の確保       | ① 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| ② 労働者の健康と安全の確保       | ② 労働者の健康と安全の確保、実施されている。              | はい/半実施 |
| その他                  |                                      | 1      |

1/5ページ

# リスクアセスメント 推進大会 2020あいち

# つながる道。

11.24 (火)  
13:30~15:15  
(開場 12:30)

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 2020年11月24日<br>13:30 ~ 15:15 (開場 12:30)  |
| 会 場   | 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール<br>名古屋市中区金山一丁目5番1号  |
| 参加費   | 無 料  |
| プログラム | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ プロローグ</li> <li>■ 会場参加型パネルディスカッション<br/>『危険源の誤解を解く』</li> <li>■ 大会宣言</li> <li>■ エピローグ</li> </ul> |
| 主 催   | 愛知労働局  |
| 協 力   | (公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、<br>各労働災害防止団体   |
| 後 援   | 日本労働組合総連合会、愛知県連合会、<br>愛知県経営者協会   |

訪れたこともないのに、  
はっきりとした風景がある。  
幾度か踏み出してはみたけれど、  
いつも道を見失っていた。  
立ち止まって空を見上げてみた。  
大空の中に、道しるべを見つけた。  
リスクアセスメント 自主自律の文化創造  
踏み出せば…道がつながっていた。

■ 本年度は、新型コロナウイルス感染症リスク低減対策として、次のとおり計画を変更しています。  
ご理解とご協力をお願いします。

- ① 予定していた基調講演を中止し、パネルディスカッションのみとして開催時間を短縮します。
- ② 参加募集定員はお申込み順に400名とします。  
座席を指定制としてソーシャルディスタンスを確保します。
- ③ 感染状況の変化により、開催を取りやめ、愛知労働局のFacebookページによるライブ中継等に変更する場合があります。

■ 開催の中止等は 令和2年11月9日以降に愛知労働局ホームページでご案内します。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/RA\\_forum2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/RA_forum2020.html)



申込期限：令和2年11月8日まで ただし、定員に達した場合には期限より前に受付を終了することがあります。

- お申し込みは、FAXでお願いします。(本年度はWEB申込を中止します。)
- この申込書は、当日まで大切に保管してください。

|             |      |   |  |
|-------------|------|---|--|
| 事業場名        |      |   |  |
| 所在地         |      |   |  |
| 連絡先<br>電話番号 | 参加者数 | 人 |  |

..... これより下は、FAX送信時には記載しないでください。 .....

|            |  |
|------------|--|
| 参加者<br>ご芳名 |  |
|------------|--|

- 大会当日はご芳名をご記入の上、受付してください。本書と引換えに資料と座席指定券をお渡します。
- 大会当日はマスクをご持参の上、着用してください。会場にて入場前に、検温させていただくことがあります。
- 複数名お申し込みの場合には、コピーを取り、それぞれご芳名を記入の上で受付をお願いします。

■ この申込書に記載されたご芳名は、新型コロナウイルス感染症対策の目的でのみ使用し、他の用途には使用しません。参加者のみなさまのご理解とご協力をお願いします。